

使用済燃料の再処理等に係る 制度の見直しについて

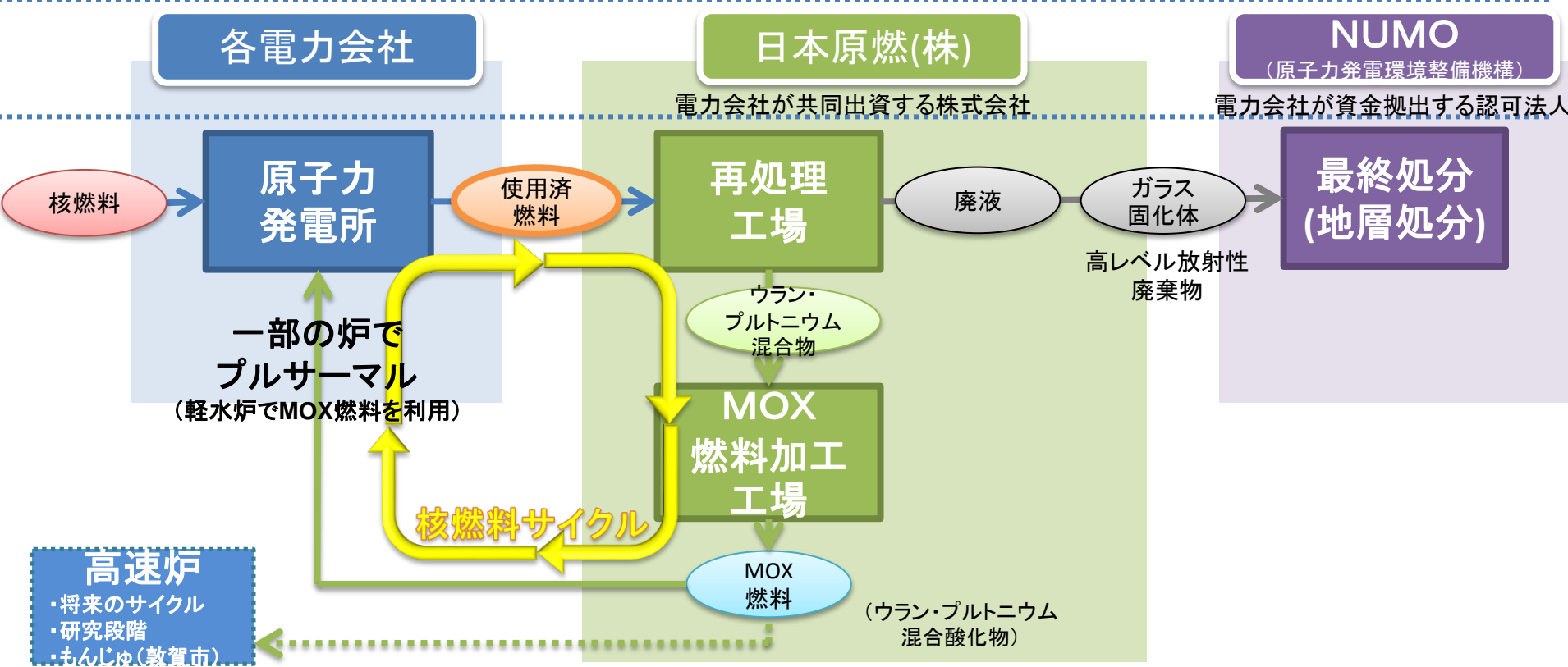
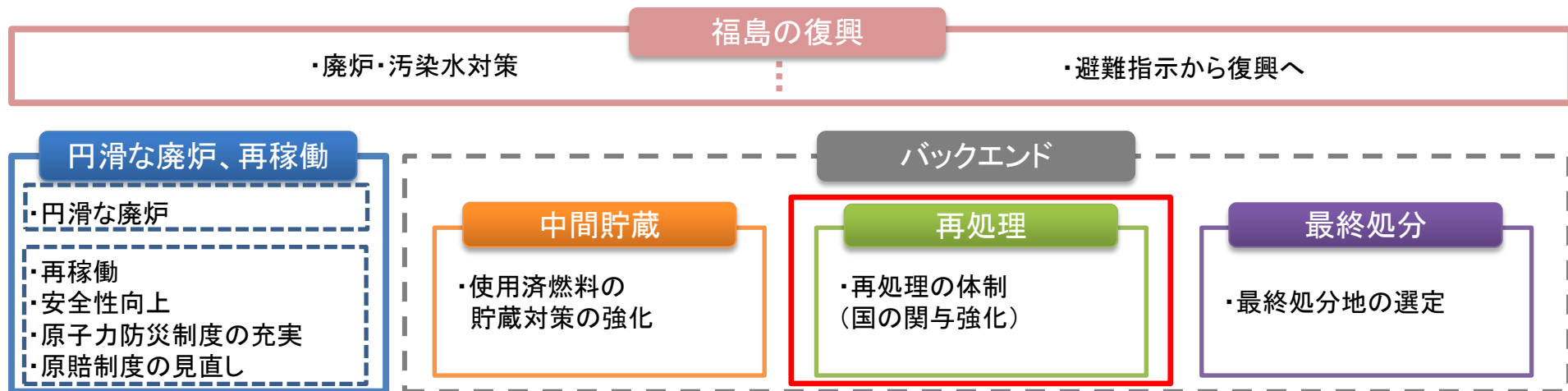
(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律の一部を改正する法律案【再処理等拠出金法】)

平成28年2月
資源エネルギー庁

今後の課題

主体

全体像



これまでの事業実施体制

- 原子力事業者は、事業主体となる共同子会社(日本原燃(株))を設立し、使用済燃料の再処理等事業を共同実施してきた。
- そのために必要となる資金は、原子力事業者が、自ら外部に積み立てて確保。



電力システム改革等に伴う事業環境の変化

新たな事業環境

- 今後、電力システム改革による競争の進展や原発依存度の低減といった環境変化が生ずる。
- こうした新たな事業環境の下においても、エネルギー基本計画で定められた方針に従い、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、以下の3点の課題に対応する必要がある。
 1. 必要な資金を安定的に確保【**資金面**】
 2. 将来に渡り事業を完遂するための持続的な主体を確保【**主体面**】
 3. 着実かつ効率的に事業を行う仕組みを構築【**体制面**】



3つの対応策

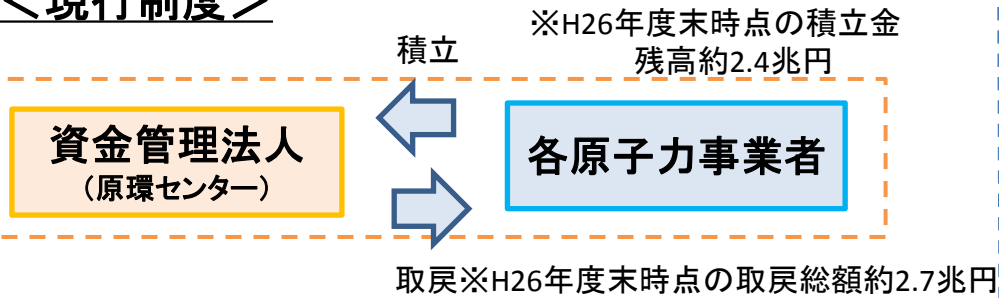
新たな事業環境に対応するための制度措置

- 対応策1: 拠出金制度の創設【**資金面**】
- 対応策2: 再処理等事業を着実にを行う体制を構築するための認可法人制度の創設【**主体面**】
- 対応策3: 適正なガバナンスの構築【**体制面**】

- 使用済燃料の再処理等事業に必要な資金を引き続き安定的に確保するため、以下の措置を講ずる。
 - 発生者責任の原則に基づいて、使用済燃料の発生量に応じて再処理等事業に必要な資金は原子力事業者が負担するが、積立金制度を改め、新たに設立する法人に拠出する仕組みとする。
 - 拠出金が支払われた場合、当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等事業を新法人が進める。

資金の流れイメージ

<現行制度>



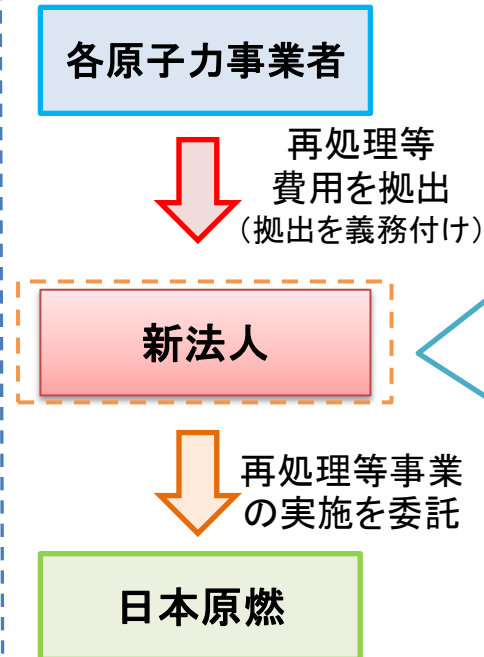
<課題>

- 発電時に、事業者が資金を積み立て。資金は各事業者に帰属。
→ 仮に事業者が破綻した場合、確実な費用の支払いが保証されないおそれ。

※六ヶ所工場での事業に要する費用の総額 約12.6兆円

日本原燃

<新たな制度>



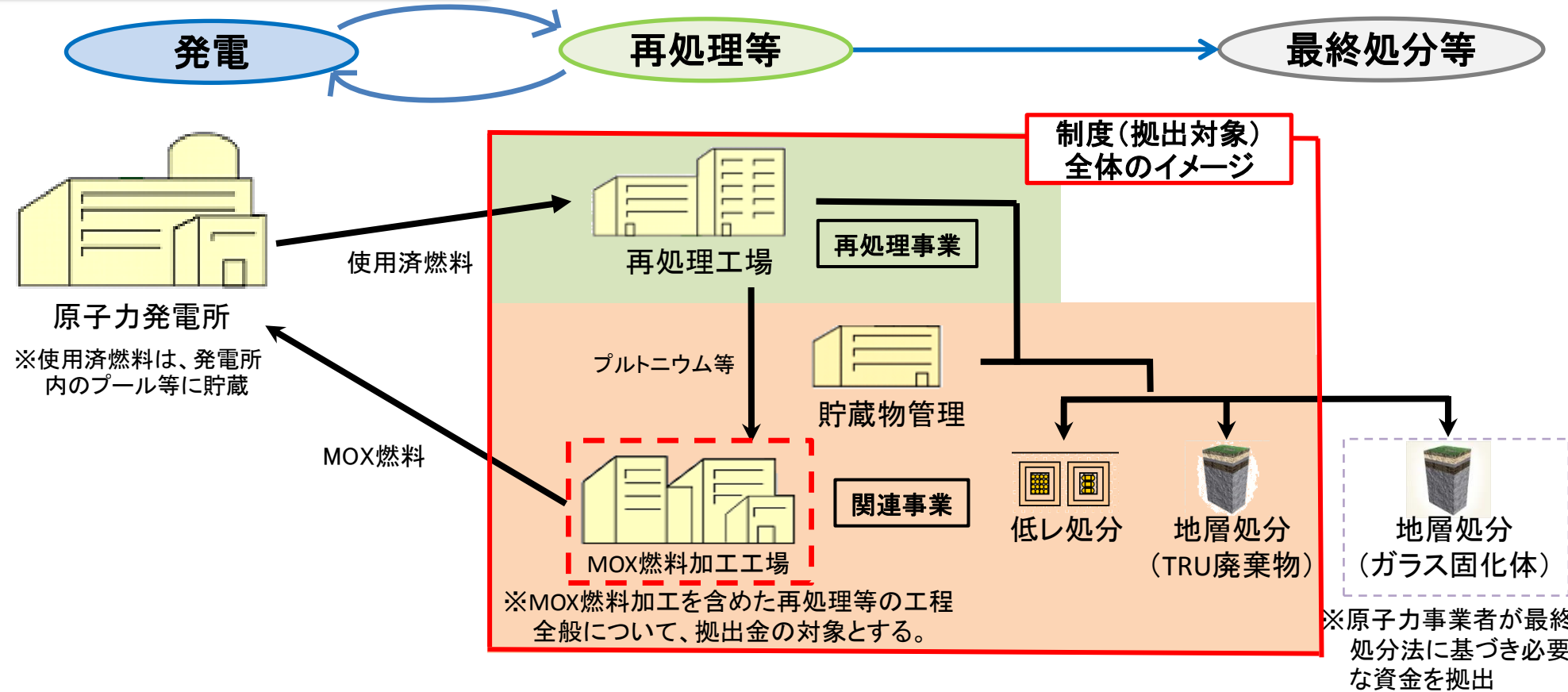
<対応策>

- 発電時に、事業者が新法人に対して資金を拠出する制度。資金は新法人に帰属する。
→ 新法人に資金を拠出(払い切り)することで、原子力事業者の経営状態にかかわらず必要な資金を安定的に確保。

- 使用済燃料の再処理等事業は、再処理工場での工程のみならず、その関連事業も適切に実施されなければ完結しない。
- 新たな事業環境の下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要な資金を将来にわたり安定的に確保するため、全ての使用済燃料※について、関連事業(MOX燃料加工等)のための費用を含め、発電時に原子力事業者が拠出させることとする。

※現時点で具体的な再処理の計画を有しないものを含む。

制度対象のイメージ



○ 資金面での手当と合わせて、将来に渡り事業を完遂するための持続的な主体を確保する。具体的には、経済産業省の審議会において、競争が進展した環境下においても使用済燃料の再処理等を滞りなく実施するため、①民間を主体とし、②運営に国が必要な関与を行いつつ、③競争中立的に存在し続け、再処理等事業を将来に渡り確実に実施するため、認可法人の設立が適切との議論がなされた。

事業実施の全体像のイメージ

